

平塚市における被災者支援に関する各種制度一覧

利用できる可能性がある制度に☑。

手続き済	分類	No.	制度名称	概要	対象	罹災証明書の区			問い合わせ先
						全壊	大規模半壊	半壊	
<input type="checkbox"/>	罹災証明	1	★被災したらまず申請! 罹災証明書	主に保険の請求や行政が実施する支援を受けるために必要な場合がある。自然災害により家屋等が破損・倒壊した場合、その被害の度合いを証明するもの	住家に被害を受けた方	-	-	-	固定資産税課 本館2階213窓口 0463-21-8768
<input type="checkbox"/>			罹災届出証明書	建物以外の財産について、自然災害による被害があった場合、平塚市へ届け出たという事実のみを証明するもの。被害の程度を証明するものではない	住家以外の建物に被害を受けた方	-	-	-	固定資産税課 本館2階213窓口 0463-21-8768
<input type="checkbox"/>	生活資金・見舞金等	2	災害弔慰金(小規模災害)	災害により死亡した市民の遺族に対する支給	災害により死亡した市民の遺族	○	○	○	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
<input type="checkbox"/>		3	災害弔慰金(大規模災害)	災害により死亡した市民の遺族に対する支給	災害により死亡した市民の遺族	-	-	-	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
<input type="checkbox"/>		4	災害傷害見舞金(小規模災害)	災害により負傷され、その治療に3週間以上の入院治療を受けた方への見舞金	災害により負傷され、その治療に3週間以上の入院治療を受けた市民	○	○	○	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
<input type="checkbox"/>		5	災害障害見舞金(大規模災害)	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する支給	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民	-	-	-	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
<input type="checkbox"/>		6	災害損害見舞金(小規模災害)	住家に全焼・全壊・半焼・半壊・消火損害・床上浸水または土砂等のたい積の被害を受けた世帯主あるいは市内で事業を営んでいた建物等に同被害を受けた個人事業主への見舞金	災害により被害を受けた世帯主あるいは市内で事業を営んでいた建物等に同被害を受けた個人事業主	○	○	○	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
<input type="checkbox"/>		7	日赤災害見舞金等支給制度	援護物資及び死亡弔慰金または各種見舞金	災害による焼失・損壊や火災の消火水損の被害を受けた住家の居住者	○	○	○	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
<input type="checkbox"/>		8	災害援護資金の貸付(大規模災害)	生活の立て直しのため災害援護資金の貸付	災害により被害を受けた市民である世帯主	○	○	○	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
<input type="checkbox"/>		9	被災者生活再建支援金(大規模災害)	生活の再建を支援するために支援金を支給	災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた市民	○	○	○	福祉総務課 本館1階130窓口 0463-21-9862
<input type="checkbox"/>		10	災害見舞金(平塚市社会福祉協議会)	災害見舞金の支給	災害により被害を受けた住居に災害当時居住していた市民	-	-	-	社会福祉協議会 追分1-43福祉会館 0463-33-2333
<input type="checkbox"/>		税金の減免・免除	11	固定資産税の減免	固定資産税を減額	災害により固定資産税の納付が困難な場合で、特に必要と認められた方	○	○	○
<input type="checkbox"/>	12		市税の猶予	市税の徴収を猶予	災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた納税者で市税の全部又は一部を納期限までに納付することができないと認める場合	-	-	-	納税課 本館2階211窓口 0463-21-8769
<input type="checkbox"/>	13		市民税の減免	市民税の税額を減額	・災害による被害を受け、納税者が死亡若しくは生死不明又は障がい者となり、前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合 ・災害により納税者の住家、家財等が滅失又は著しく損傷を受け、かつ、前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合	○	○	○	納税課 本館2階211窓口 0463-21-8769
<input type="checkbox"/>	14		市民税の申告期限等の延長	市民税の申告期限等の延長	災害により期限までに申告できないと認められた方	○	○	○	市民税課 本館2階215窓口 0463-21-8766
<input type="checkbox"/>	15		軽自動車税(種別割)の申告期限等の延長	軽自動車税(種別割)の申告期限等の延長		○	○	○	市民税課 本館2階216窓口 0463-21-8767

□	□	16	介護保険料の減免	災害による損害の程度及び前年の所得額に応じ、介護保険料を減免する。	災害により第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合	○	○	○	介護保険課 本館1階117窓口 0463-71-5238
□	□	17	介護保険給付に係る利用者負担の減額・免除	災害による損害の程度により居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、住宅改修に必要な費用を負担	災害により要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合	介護保険課までお問い合わせください			介護保険課 本館1階117窓口 0463-21-8790
□	□	18	国民健康保険税の減免	被害程度に応じて次に定める割合によりその日以後の納期に係る保険税額を減免	災害により住家、これに類する家屋又は家財が滅失し、又は著しく損傷を受け、その生活が困難であると認められた方	○	○	○	保険年金課 本館1階112窓口 0463-21-8775
□	□	19	国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予	保険医療機関等の窓口で支払うべき一部負担金の減免、徴収猶予	災害により家屋及び家財の資産に損害を受け、当該世帯の実収月額が基準額以下の世帯	○	○	○	保険年金課 本館1階113窓口 0463-21-8776
□	□	20	国民年金保険料の減免等	災害によって財産に相当の被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合がある	災害により住宅、家財、その他の財産のうち、被害が最も大きい財産に関わる被害額がその価格のおおむね2分の1以上の方	○	-	-	・保険年金課 本館1階116窓口 0463-21-8777 ・平塚年金事務所 0463-22-1515
□	□	21	後期高齢者医療保険料の減免等	被災した日の属する月以降6カ月以内のうち、被保険者資格を有する月の月割保険料相当分を減免	災害により現住する住宅について著しい損害を受けた被保険者	○	○	○	保険年金課 本館1階111窓口 0463-21-9768
□	□	22	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の特例措置	1.所得制限の特例 2.認定請求等ができない者に対する支給開始時期の特例	1.次のいずれにも該当する方 ①受給資格者又は扶養義務者等であり、所得制限により手当の支給が停止されている方。 ②住宅又は家財等の被害金額がおおむね2分の1以上の方。 2.障害の程度が認定基準を満たす方	-	-	-	障がい福祉課 本館1階126窓口 0463-21-8774
□	□	23	生活福祉資金の貸付(平塚市社会福祉協議会)	・被災した住宅の復旧及び家財の購入、撤去費用などの貸付相談 ・当面の生活費として緊急小口資金の貸付相談	原則低所得世帯	○	○	○	社会福祉協議会 本館1階128窓口 0463-21-8813
□	□	24	保育料の減免	保育料の減免	平塚市が保育料額を決定している保育園等に通っている子がいる世帯	○	○	○	保育課 本館1階101窓口 0463-21-9612
□	□	25	児童扶養手当の特例措置	損害を受けた月から翌年の10月までは支給の停止を解除し、手当を支給	災害により被害を受けた児童扶養手当受給者(住宅又は家財などの財産について、被害額がおおむね2分の1以上の損害を受けた方で、所得制限により児童扶養手当の支給が停止されている方)	○	○	○	こども家庭課 本館1階102窓口 0463-21-9844
□	□	26	特別児童扶養手当の特例措置	損害を受けた月から翌年の7月までは支給の停止を解除し、手当を支給	災害により被害を受けた特別児童扶養手当受給者(住宅又は家財などの財産について、被害額がおおむね2分の1以上の損害を受けた方で、所得制限により特別児童扶養手当の支給が停止されている方)	○	○	○	こども家庭課 本館1階102窓口 0463-21-9844
□	□	27	教科用図書の給付	教科用図書の無償給付	災害により被害を受けた平塚市立の小・中学校若しくは神奈川県立中等教育学校前期課程に在学する児童生徒の保護者	-	-	-	学務課 本館7階705窓口 0463-35-8118
□	□	28	一般廃棄物処理手数料の減免	災害により生じた一般廃棄物を平塚市廃棄物処理施設に自ら搬入する場合、施設へ搬入した際のごみ処理手数料を減免	災害により市内の一般住宅が被害を受けた方	○	○	○	環境施設課 本館5階507窓口 0463-21-9763
□	□	29	浸水家屋等床下消毒	床下浸水被害を受けた家屋を所有する希望者に、塩素系の薬剤で消毒を実施	床下浸水被害を受けた家屋(実際に住居として使用しており、かつ床下がある家屋のみ。事務所や空家は不可)の所有者又は管理者	-	-	-	環境保全課 本館5階506窓口 0463-23-9969
□	□	30	住宅の応急修理	被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要最低限の部分を応急的に修理	災害により住宅が半壊もしくは準半壊の住家被害を受け、自ら修理する資力のない世帯	○	○	○	まちづくり政策課 本館6階606窓口 0463-21-8781
□	□	31	法人市民税の申告期限等の延長	法人市民税の申告期限等の延長	災害により期限までに申告できないと認められた方	○	○	○	市民税課 本館2階216窓口 0463-21-8767
□	□	32	市たばこ税の申告期限等の延長	市たばこ税の申告期限等の延長		○	○	○	市民税課 本館2階216窓口 0463-21-8767
□	□	33	入湯税の申告期限等の延長	入湯税の申告期限等の延長		○	○	○	市民税課 本館2階216窓口 0463-21-8767